

通院等乗降介助の見直し

- 訪問介護の通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能とする。【通知改正】

訪問介護

- 通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、**居宅が始点又は終点となる場合には**、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった**目的地間の移送に係る乗降介助**に関しても、**同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。**

令和3年度（2021年度）介護報酬（訪問介護）

身体介護中心型

20分未満	167
20分以上 30分未満	250
30分以上 1時間未満	396
1時間以上 1時間30分未満	579
以降30分増すごとに	84
生活援助加算	67

生活援助中心型

20分以上 45分未満	183
45分以上	225

通院等乗降介助

99

